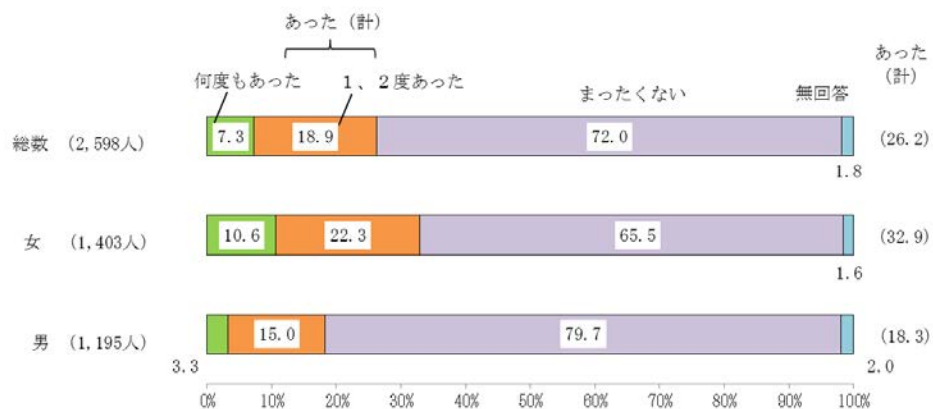




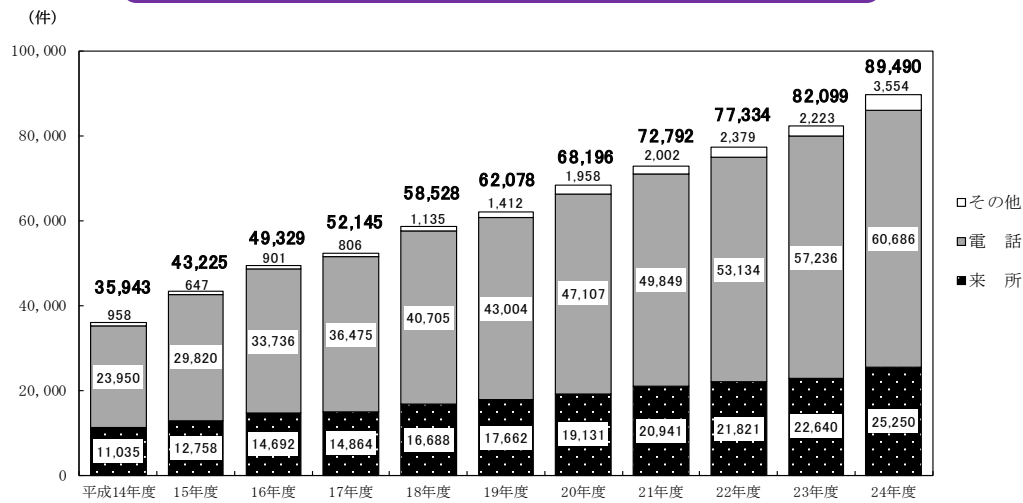
女性に対する暴力の根絶に向けた取組（１）

配偶者からの被害経験（性別）

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがある



配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



（備考）内閣府資料より作成。

地方自治体が設置した
配偶者暴力相談支援センター数

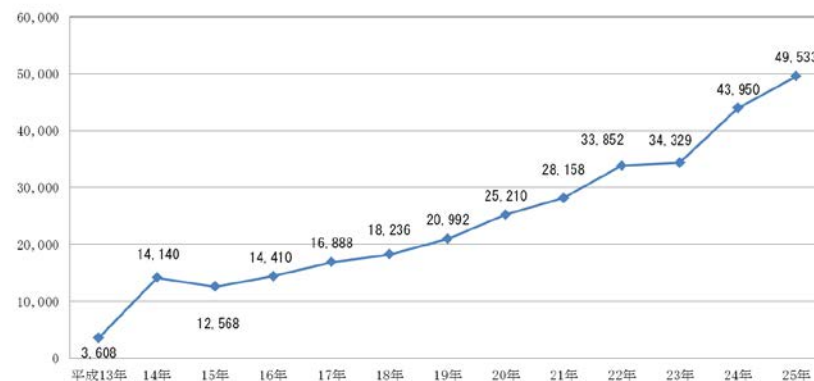
238か所
（うち市区町村設置：65か所）

※平成26年3月現在（内閣府調べ）

（備考）

1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）より作成。
2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数

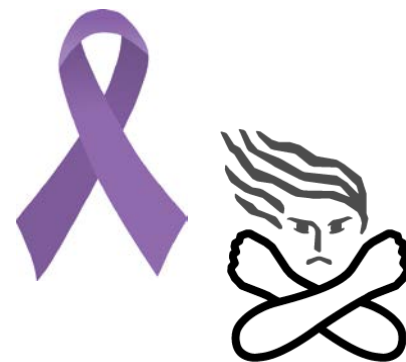


（備考）警察庁資料より作成。

女性に対する暴力の根絶に向けた取組（２）

●女性に対する暴力をなくすための広報・啓発活動

- ・「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」（平成11年、国連）
- ・女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～同月25日）
- ・予防啓発のための研修の実施



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

・配偶者暴力相談支援センター

※相談、一時保護

→市町村における支援センターの数 21か所（平成22年）→100か所（平成27年）
（第3次男女共同参画基本計画）

・保護命令

※被害者、その子又は親族等への接近禁止命令、
電話等禁止命令、退去命令

・国、地方公共団体による基本方針・基本計画の策定

※国・都道府県は義務、市町村は努力義務

